

令和3年（ネ）第605号 安保法制違憲訴訟控訴事件

控訴人 築城昭平 ほか

被控訴人 国

## 意見陳述要旨 (安保法制による戦争等の危険性について)

令和4年5月26日

福岡高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 有馬 理

### 第1 はじめに

原判決は、新安保法制の制定により、我が国や日本国民が、他国等による武力攻撃やテロリズムの対象とされる危険性が増大したとの原告の主張に対し、そのような事態が生じた事実や、その蓋然性が高いことは認められず、抽象的なものにとどまると切り捨てました。

2017年の北朝鮮危機についても、実際には朝鮮戦争は再発しておらず、その余の点についても諸情勢に基づく予測の域を出るものではないから、戦争被害の危険はいまだ抽象的なものにとどまるとし、具体的危険性を認めませんでした。

### 第2 2017年の北朝鮮危機について

北朝鮮危機については、トランプ前大統領のインタビュー記事（甲C16）や当時の統合幕僚長のインタビュー記事（甲C17）の内容から、米国が北朝鮮に対し、軍事的オプションを持っていたこと、それを日本政府に何らかの形で伝えていたことは強く推測され、原判決が言うように「予測の域」にとどまるものではないといえま

す。

日本を軍事攻撃対象とする北朝鮮の声明があったこと（甲B129の2）、当時の日米共同訓練の実施状況が通常と異なっていたこと（甲B129の4ないし5）、Jアラート体制の構築されたこと（甲B129の11ないし13）、ミサイル攻撃の周知・広報がなされ、避難訓練も実施されていたこと（甲B129の10、甲B129の114ないし16）、米朝関係が極度に緊張していた2017年5月に自衛隊の護衛艦が戦闘能力のない米補給艦に対する武器等防護をしたことなどからも、米国が軍事的オプションも視野に入れており、それを日本政府が認識して対応していることが分かります。実際に、2017年の北朝鮮危機の際には、国家安全保障会議が十数回開かれ、自衛隊幹部も出席して、その対応を検討していたといわれています。

しかも、長崎県では、平成29年11月22日に雲仙市で実施された国民保護共同訓練では、「X国からの弾道ミサイルの発射・県内落下事案」を想定して、警察、消防、自衛隊等の関係機関による被災者救助の実動訓練や、住民避難訓練が実施されました。

このことから言っても、控訴人らだけでなく国も、北朝鮮からミサイル攻撃を受けるという危険性を十分認識していたといえます。

すなわち、2017年当時、北朝鮮情勢において、単なる予測を超えた戦争に巻き込まれる危険性があったといわざるを得ないのです。

### 第3 新安保法制施行後の自衛隊の変容と米軍との一体化について

この点については、原審で繰り返し主張・立証してきましたので、簡潔に述べたいと思います。

新安保法制は、2015年の新ガイドラインを実施するための国内法という基本的関係に立っています。それを具体化するために、2018年当時の安倍内閣は、「30大綱」と「30中期防」を閣議決定しました。

そして、自衛隊の装備は、F35戦闘機の導入、戦闘機に搭載可能な長射程ミサイルの導入決定、護衛艦かが、いずれもの空母化など、敵基地攻撃能力を備えたものに着

実に変貌しつつあります。

米軍との一体化は30大綱で明確化され、日米安全保障協議委員会（2プラス2）の下に防衛協力小委員会が設けられ、さらに自衛隊と米軍の代表などで構成された共同計画策定委員会が設けられていることにも表れています。

また、2020年には25件行われた米艦等防護や、中国を念頭においた南シナ海などで繰り返し行われる共同訓練も米軍と自衛隊の強い一体化を示すものです。

このような状況から、すでに米軍と自衛隊が一体となって相互運用するところまで事態が進んでいるといえます。

その結果、圧倒的に強大な能力を持つ米軍に自衛隊は飲み込まれ、日本の政策が米国の軍事戦略に飲み込まれていく危険性があるのです。

#### 第4 将来の危険性について

##### 1 台湾有事について

米国と中国との関係は過去最悪といえますが、米中対立が軍事的衝突に発展する危険性が最も高いのが台湾有事の場合です。中国は台湾を国家主権にとっての核心的利益と位置づけ、武力による台湾統一の可能性を表明しています。これに対し、米国も軍事的介入を示唆しています。

台湾有事の危険性について、2021年3月に米上院軍事委員会で、米国のインド太平洋軍の司令官は、「台湾への脅威は今後6年以内に明白になるだろう。」と述べています。当時の次期司令官も同月23日に同じく米上院軍事委員会で「台湾進攻を見過ごせば地域パートナーとして米国の信頼に影響が出る。」と述べて台湾有事への介入を示唆しているのです。

台湾は、与那国島から約110kmの近接した位置にあり、米中の紛争が起きれば、まず重要影響事態が認定されて後方支援等が開始し、米軍への攻撃があれば存立危機事態が認定されて自衛隊が米軍とともに戦うことになり、日本が攻撃されれば武力攻撃対処事態として日本有事に至る可能性が極めて高いものといえます。

これを単なる推測に過ぎないとするのは、国民に生じうる危険性について、司法が目を閉ざすことになるのではないのでしょうか。

## 2 台湾有事以外の危険性について

将来の危険性として懸念されることは、北朝鮮の問題と中東におけるイランと米国の対立などもあります。

様々な危険性のある場面が想定されますが、ここでは全世界で起こり得る武器等防護による危険について述べておきたいと思います。

自衛隊法第95条の2は、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に現に従事している米国その他の外国の軍隊等を防護するために、現に戦闘が行われている現場以外で自衛隊に武器の使用を認めるものです。

「現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く」と規定されていますが、米軍等の船舶・航空機などの武器等防護の必要のある現場が「現に戦闘行為が行われている現場」ではないと想定することは困難です。仮に戦闘行為が行われていなくとも容易に戦闘行為に発展する危険性があることは明らかです。

また、政府の運用指針では、「我が国の防衛に資する活動」について、①情報収集活動・警戒監視活動、②我が国に重要な影響を与える事態の輸送、補給等の活動、③我が国を防衛するために必要な共同訓練を挙げますが、これらは例示列举である上に文言も曖昧であるために、武器等防護の範囲が限定されているとは到底いえません。世界中で共同訓練などの名目で武器等防護が行われ、集団的自衛権の行使、すなわち米軍等の武力行使と一体化して「武力の行使」に発展する危険を免れないというべきです。

## 第5 具体的危険性の客観的な予見を強く求めるべき場合ではないこと

### 1 原判決は、具体的危険の存在が客観的に予見されない限り権利侵害があるとはいえないという判断基準に立っていると思われま。

しかし、本件については、その判断基準は適切とはいえません。

第一に、いったん集団的自衛権が実際に発動されるか、発動が切迫していることが客観的・具体的に予見される状況になれば、裁判を通じて国賠法上の違法性を認定することは、国民の権利保護の観点から遅きに失する事態になります。いいかえれば、控訴人らを含む多くの国民の生命・身体に対して計り知れない損害が発生する危険性がある状況になるまで司法判断を控えるべきだとしてしまうことは、まさに司法権の放棄と言わざるをえません。発生する損害が計り知れないものになる可能性があるのですから、環境法の分野などで用いられる予防＝事前配慮原則に即して、現時点の危険性においても、国賠法上の違法性を認定すべき十分な理由があるというべきです。

2 第二に、新安保法制により、政府がどのような場合に武力を行使するのかが、曖昧模糊とした不確実性を帯びることになり、政府による武力行使が客観的かつ具体的に予見される状況であるか否かを判断することは、従前の専守防衛の解釈の下におけるよりもはるかに困難となっています。

このように、具体的危険性の判断そのものが困難になっている状況の下では、司法としては、仮に損害発生危険が不確実であっても重大で不可逆的な損害が発生しうるときには、先に述べた予防＝事前配慮原則に即して、新安保法制の武力発動基準を規定している部分の違憲性について判断すべきであると考えます。

## 第6 終わりに

本件において、具体的危険性の予見を厳密に求めることは、戦争ないし紛争が現実には起こらない限り司法判断をなしえないとすることと同じ意味になってしまいます。いったん戦争ないし紛争が起きれば、我が国及び国民に甚大な被害が生じることは明らかですから、その危険性を増大させている原因となっている新安保法制の違憲性を是非審理していただきたいと思います。